

動き出す「銀行同盟」(欧州)

1. 「銀行同盟」とは

「銀行同盟」とは、2012年6月の欧州連合(EU)サミットで構想が発表されたもので、欧州各国で行われてきた銀行監督を欧州中央銀行(ECB)に一元化しようというものです。その主な目的は、財政と金融システムの安定化と、銀行救済のための納税者負担の最小化であり、「銀行監督の一元化」、「単一破綻処理制度」、「預金保険制度の統合」の3つの柱から成り立っています。

2. 最近の動向

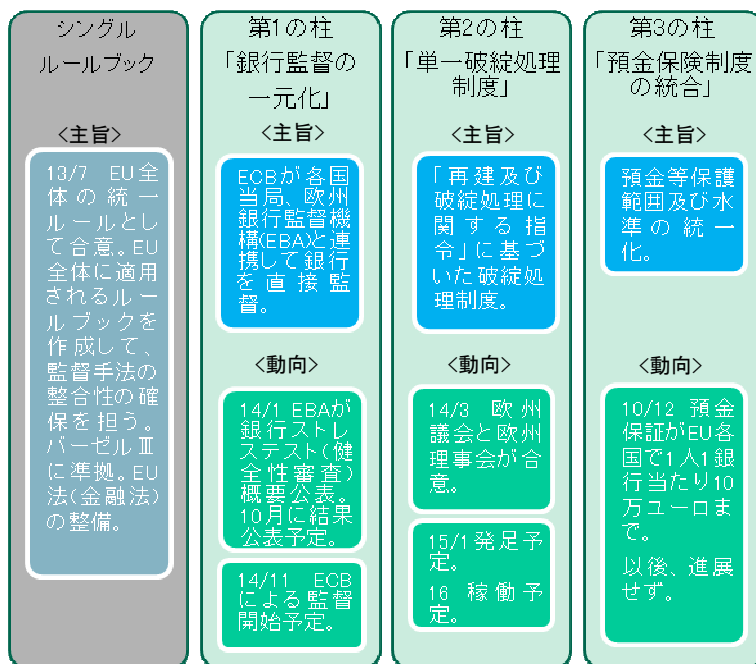
第2の柱とされる「単一破綻処理制度」については、3月20日にEUと欧州議会が15年1月に発足することで最終合意しました。実際に稼働するのは2016年以降と見られます。

今回の合意により、単一破綻処理委員会^(*)の決定の承認が、欧州委員会(EUの政策執行機関)に委ねられることとなり、破綻処理の手続きが迅速化される見通しです。また、国別基金の相互化によって統一した単一破綻処理制度基金^(*)を設立する方針です。その目標規模は550億ユーロと小規模ですが、10年かけて統一する予定を8年に前倒しました。

(*)単一破綻処理委員会：特定の銀行が危機的な状態に陥った際に効果的かつ速やかに対応を協議するのが目的。

(*)単一破綻処理制度基金：銀行税を原資に550億ユーロ規模とする。基金は当面は国別基金で、初年度は加盟国内の破綻銀行の処理に基金の40%を相互使用することが可能。徐々に比率を上げ8年後に相互利用100%とする。

銀行同盟の構成要素



(注)2014年3月現在。

(出所)ECB、欧州委員会資料、各種報道等を基に三井住友アセットマネジメント作成

3. 今後の展開

昨年末以降、行き詰まるかと思われていた単一破綻処理制度の発足が合意されたことで、「銀行同盟」は第2の柱まで大筋で目途が立ってきました。残された第3の柱「預金保険制度の統合」ですが、2010年12月に預金保証額が1人1銀行当たり10万ユーロまでに統一されて以降、進展がありません。「銀行同盟」の完成には預金保険の統一が必要ですが、域内の銀行システムの健全性は国毎に未だばらつきが多く、進展は難しそうです。また、第2の柱も詳細はこれからといった部分も多く、「銀行同盟」が実際に機能するまでには、まだ、時間がかかりそうです。

2014年03月24日【ウィークリー No.302】先週のマーケットの振り返り(2014/3/17-3/21)

弊社マーケットレポート

検索!!

2014年03月07日【デイリー No.1,818】ユーロ圏の金融政策(3月)

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限3.50%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年 1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2013年11月15日現在]

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



三井住友アセットマネジメント株式会社